

「会員ご紹介カード」の使用方法及び注意事項について

1. 本カードは、現在入会しているシルバー会員の方のみご使用いただけます。
 2. シルバー会員の方が、まだ当センターに入会されていない、ご家族やご親族、ご友人などへ、本カードを手渡してください。
- ※ 手渡していただく前に、必ず本カード【ご紹介していただく方（シルバー会員）】を記入しておいてください。（ご紹介者が不明の場合、本カードは無効になります。）
- ※本カードは新規で入会される場合のみ有効です。再び入会される方へご紹介いただいた場合も本カードは無効になります。
- ※本カードを使用してご紹介いただいた方であっても、『入会説明会』は必ず受講してください。
3. 手渡された方（新規で入会を申し込む方）、が入会説明会の際に本カードをセンター職員へ提出してください。
 4. 本カードをご提出いただいた新規の入会申込者の当センター入会が確定して（理事会での入会承認が必要）、初年度年会費のご入金を確認できた後、本カードの【ご紹介していただいた方（シルバー会員）】に記入されている方へ当センターより報奨品を進呈させていただきます。



【会員ご紹介カード】

会員ご紹介カード

新規でご入会を希望される方

フリガナ
氏名
住所

ご紹介していただいた方（シルバー会員）

会員番号	会員氏名

公益社団法人

亀山市シルバー人材センター

発行日 令和2年4月